

多核種除去設備等処理水の放出に伴い 風評被害が発生した場合の賠償基準について【観光業】

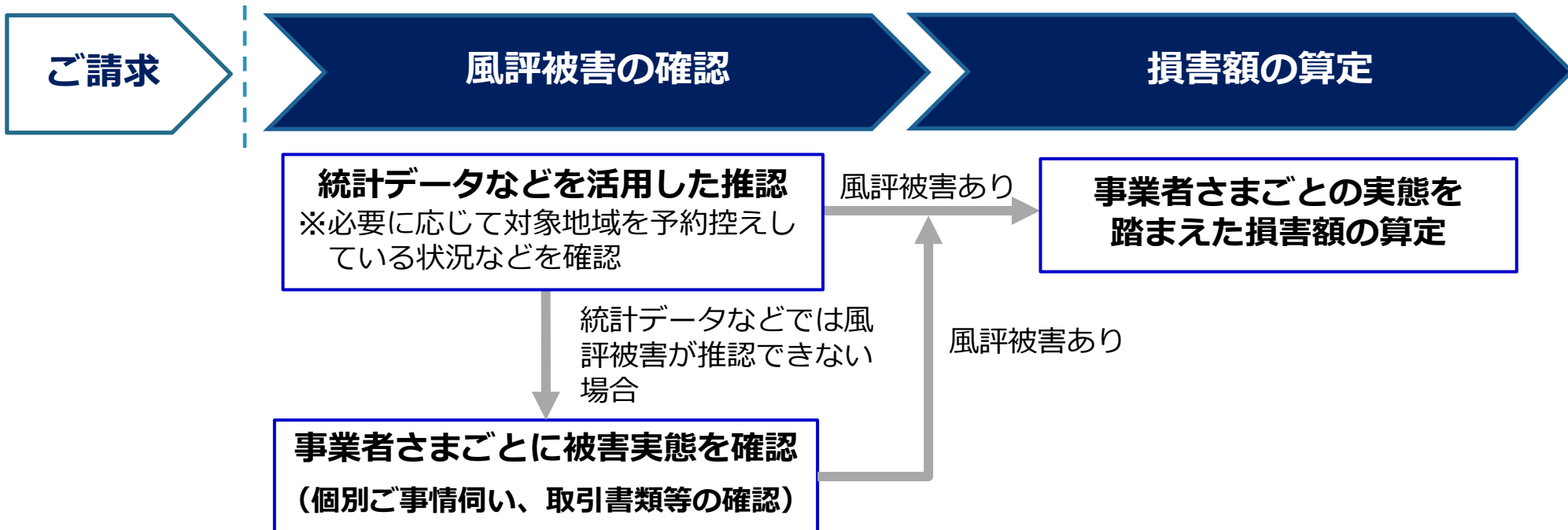


- この賠償基準は、賠償金をお支払いする上で定める必要のある風評被害の確認方法や損害額の算定方法等について、当社において検討した現段階の基本的な考え方を示したものです。
- これらの項目について、地域や業種の実情に応じた賠償を実施できるよう、今後も、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴し、十分に協議を重ねつつ、具体的な内容を定めてまいります。

2022年12月23日
東京電力ホールディングス株式会社

1. 風評被害が生じた場合の取り扱いの流れ

- ご請求をいただいた後、まずは、当社にて、統計データなどを活用して、対象地域における観光客数の動向により風評被害の有無を推認いたします。また、風評被害の確認にあたり、必要に応じて、対象地域における予約控えの状況などを確認させていただく場合があります。
- 風評被害が確認できた場合には、事業者さまごとにALPS処理水放出に伴う損害額を算定し、適切に賠償させていただきます。











※ 現行の賠償が続いている方につきましては、ALPS処理水放出に伴い風評被害が生じた場合においても、これまでと同様の方式で損害を賠償させていただきます。

2.1 風評被害の確認方法

- 風評影響を受けた地域の観光を消費者さまなどが敬遠される場合、他の地域よりも観光客数が減少することが想定されます。
- このため、当社にて統計データなどを用いて、対象地域と全国の観光客数の動向を比較して、風評被害の有無を推認させていただきます。

【例 統計データを用いた風評被害の推認イメージ】

全国	対象地域の風評被害		
観光客数増加 	観光客数増加 (全国の上昇率以上)  風評なし	観光客数増加 (全国の上昇率未満)  風評あり	観光客数減少  風評あり
観光客数減少 	観光客数増加  風評なし	観光客数減少 (全国の下落率以内)  風評なし	観光客数減少 (全国の下落率を超過)  風評あり

2.2 風評被害の確認方法（補足事項）

- 観光地を消費者さまが敬遠される状況を把握するため、観光目的の宿泊者数の統計データをもとに、風評被害の有無を確認させていただきたいと考えております。
- なお、観光目的の宿泊者数の統計データ以外にも、参照するデータがあれば、扱いを検討させていただきたいと考えております。
- 参照する具体的な指標や比較方法等についても、引き続き、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら決定してまいります。

【基本的な考え方】

統計データ

- ・統計データとしては、観光庁が公表している「宿泊旅行統計調査」を基本とさせていただきたいと考えております。
- ・上記データのみでは風評被害が推認できない場合等において、他に参照するデータがあれば、取り扱いについて検討させていただきます。

指標

- ・「観光業」については、観光客を対象にした様々な関連事業※がありますが、観光目的の宿泊者は、観光地の関連事業の売上に多分に寄与していると考えられるため、観光目的の宿泊者数で推認することを基本とさせていただきたいと考えております。
- ・ただし、観光地によって、観光事業の売上に寄与している観光客の属性（日帰り客や宿泊客など）が異なることも考えられることから、その他の確認方法についても、検討させていただきます。

比較方法

- ・県全体を1つの対象地域として、当該県と全国を比較することを一つの考え方とさせていただきたいと考えております。
- ・対象地域を細分化することや、比較対象を特定の地域とすることについても検討させていただきます。

※ホテル、旅館業等の宿泊関連産業からレジャー施設、旅客船等の観光産業やバス、タクシー等の交通産業、文化・社会教育施設、観光地での飲食業や小売業等

3.1 損害額の算定方法

- ALPS処理水の放出前後における事業の売上減少額に貢献利益率を乗じて損害額を算定する方法を考えております。
- 算定式の各項目の具体的な扱いについては、引き続き、関係団体等の皆さまからご意見を頂戴しながら決定してまいります。

【損害額の算定式】

$$\begin{array}{c} \text{※1} \\ \boxed{\text{損害額}} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{※2} \\ \boxed{\text{放出前の売上高}} \\ \text{(基準売上高)} \end{array} - \boxed{\text{放出後の売上高}} \right) \times \begin{array}{c} \text{※3} \\ \boxed{\text{貢献利益率}} \end{array}$$

※1 従来の賠償の取り扱いを踏まえて、一定期間における損害額を算定させていただきます。

※2 放出前の売上高（基準売上高）の具体的な設定方法については、検討させていただきます（詳細は6頁）。

※3 ALPS処理水放出による売上減少によって負担を免れた費用（変動費）を損害額から控除するために乗じるもの
貢献利益率 = 貢献利益 {粗利 + 売上原価中の固定費 - 販売費及び一般管理費（経費）中の変動費} /
処理水放出前の売上高

3.2 損害額の算定方法（基準年・基準売上高）

- ▶ 売上減少には、新型コロナウイルス感染症の影響など様々な要因も考えられますが、ALPS処理水放出による損害を適切に賠償させていただきます。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響の扱いは、引き続き、ご意見を伺ってまいります。

<基準年・基準売上高の考え方>

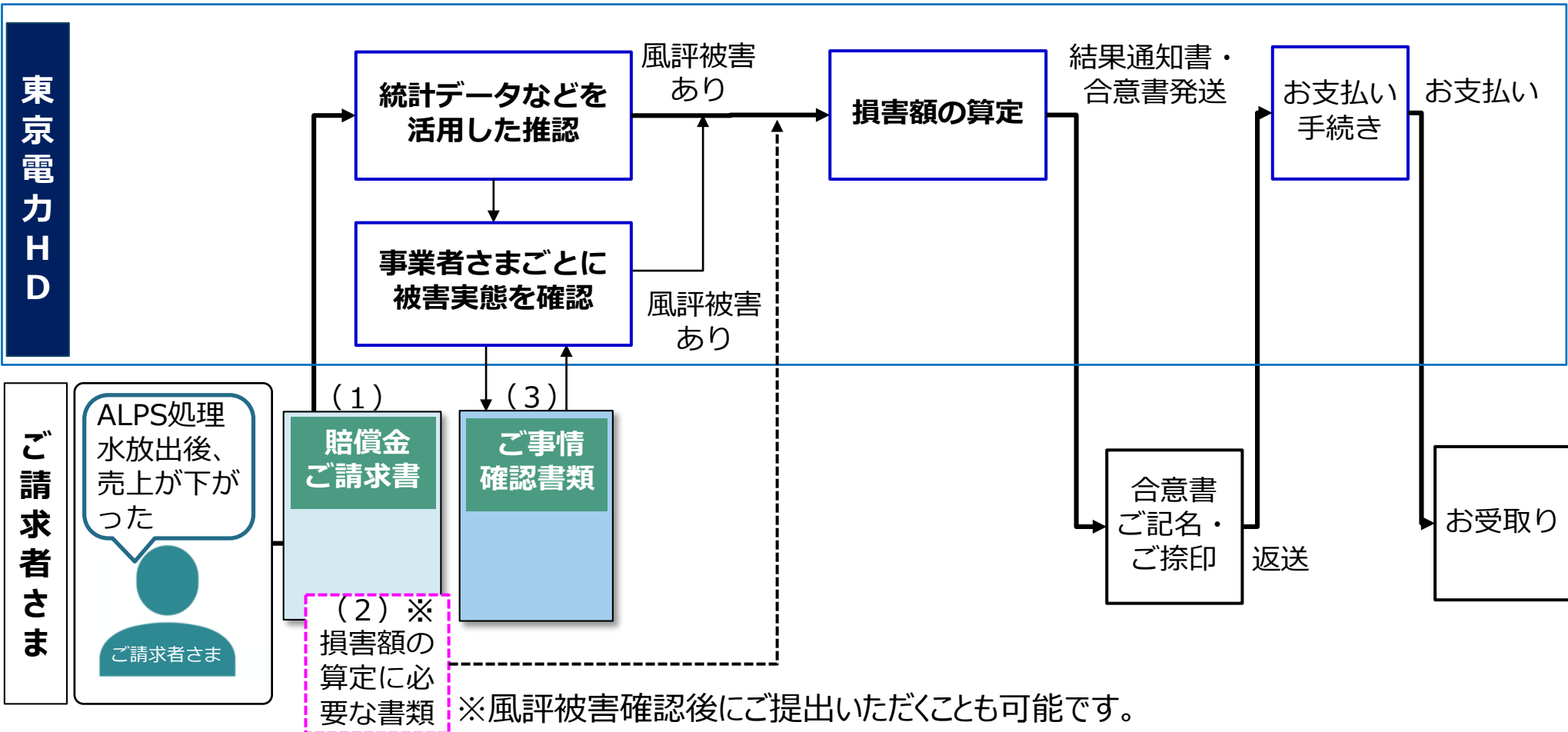
- ▶ 以下のような考え方を基本としつつ、実情を踏まえた適切なものとなるよう、関係団体等の皆さまから御意見を頂戴しつつ決定してまいります。
 - ①算定の基準とする基準売上高は、ALPS処理水放出前年の売上高（請求期間と同一の期間）を基本として、事業者さまごとに設定させていただきたいと考えております。
 - ②上記①が適さない場合には、放出前複数年平均の売上高（請求期間と同一の期間）とさせていただくことなどを検討させていただきたいと考えております。

基準年		新型コロナ影響等の考え方	特記事項
①	放出前年	基準年と同程度の影響があるものと考えております※1。	処理水放出前の前年（1年分）の売上高が分かる資料のご準備が必要となります。
②	放出前複数年平均		処理水放出前の複数年の売上高が分かる資料のご準備が必要となります。

※1 地域によっては、年度によって新型コロナウイルス感染症の影響が著しい場合もあるなど、様々なご事情があることも考えられるため、引き続きご意見を伺ってまいります。

4.1 賠償金をお支払いするまでの流れ

➤ ALPS処理水放出後に、賠償のご請求をいただいた場合のお支払いまでの流れは以下の通りです。



4.2 ご請求に関する取り扱い

- ALPS処理水放出に伴う風評被害のご請求にあたっては、これまでの賠償請求に比べて、請求書等の簡素化に加えて、段階ごとに必要な書類をご提出いただくことも可能にすることによって、ご負担軽減に繋がりたいと考えております。
- ご請求期間の単位については、3ヶ月から12ヶ月までの期間をまとめてご請求いただけます。

【ご提出いただく書類とご提出時期】

ご提出いただく書類	用途	時期
(1) 賠償金ご請求書	ご請求内容を確認するためにご準備いただきます。あわせて、身分などを証する書類など、最低限の書類（9頁①②③）を添えていただきます。	ご請求時
(2) 損害額の算定に必要な書類（決算書等）	損害額の算定に必要な書類（9頁④）を当社へご提出いただきます。	ご請求時または風評被害を確認後
(3) ご事情確認書類	個別事情等を確認して風評被害の有無を確認するためにご準備いただきます。	統計データなどを活用しても風評被害が推認できない時

(参考) ご請求にあたり ご準備いただきたい書類 (例)

	ご確認させていただく項目	具体例
共通	①ご請求者さまの情報	商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書（全部事項証明書））の原本
	②ALPS処理水放出前から事業を営まれていること、および事業所の所在地	ALPS処理水放出前の納税証明書、確定申告書等
	③事業の実態	事業内容、取引先売上内訳（事業毎、商品毎）、費用内訳（仕入金額）等
	④基準年および対象年の売上	基準年および請求対象期間における監査報告等を受けた決算書、収支計算書、月別・事業別・商品別の売上および費用内訳等
追加的費用	追加的費用が発生した証明	出金およびその内容を確認できる書類（領収書、請求書および金融機関の振込明細等）

※ご事情確認などに際し、上記以外の書類のご提出をお願いさせていただく場合がございますが、各項目の確認に際して、書類例を参考にご準備をお願いいたします。